

## イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

### (ア) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5～7日目の新生児の足臍から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をしたり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成18年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査数は3件でした。

表10 先天性代謝異常等検査

平成18年度

市町	平成18年度出生数	要精密検査者	要精密検査結果			
			異常なし	異常あり	経過観察	その他
鯖江市	669	1		1		
越前市	799	1		1		
池田町	12					
南越前町	88					
越前町	211	1	1			
管内	1,779	3	1	2		

出生数：市町村母子保健実施報告より

### (イ) 母子医療給付状況（医療費公費負担制度）

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付及び結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成18年度は、給付を受けている人数（実人数）は、育成医療74件、小児慢性特定疾患180件、養育医療29件でした。

表11 医療給付状況

（実人員）

種別 年度別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成14年度	80	133	51	0
平成15年度	67	154	38	0
平成16年度	74	148	38	0
平成17年度	63	167	35	0
平成18年度	74	180	29	0

### a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 18 年度の育成医療給付（実人数）は 74 件であり、疾病では音声・言語障害によるものがありました。

表 1 2 育成医療給付状況（疾病別）

（実人員）

疾病別 年度別	肢体不自由	視覚障害	聴覚 機能 平衡 障害	音声・言語 機能 障害	心臓 障害	腎臓 障害	その他 内臓 障害	計	
平成 14 年度	6	8	5	27	20	1	12	78	
平成 15 年度	7	5	6	19	16	1	13	67	
平成 16 年度	9	5	6	26	14	2	12	74	
平成 17 年度	6	8	1	14	22	3	9	63	
平成 18 年度	11	5	6	24	14	2	12	74	
平成 18 年 度	鯖江市	5	2	2	8	5	2	4	28
	越前市	3	3		12	7		7	32
	池田町			1					1
	南越前町	1		3	2				6
	越前町	2			2	2		1	7

### b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されているが、疾患によっては引き続き治療する場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われています。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時及び申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 18 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 180 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、ついで多いのが悪性新生物でした。（表 13）

表 1 3 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）

（実人員）

年度別	疾病別												計
	悪性新生物	慢性腎疾患	ぜんそく	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液病等の患	神経筋疾患	慢性消化器疾患		
平成 14 年度	42	7	0	4	50	3	4	15	8	0			133
平成 15 年度	44	11	0	9	52	9	6	11	9	3			154
平成 16 年度	44	6	1	9	52	4	4	14	11	4			149
平成 17 年度	40	9	0	19	53	6	6	7	10	9	8		167
平成 18 年度	31	16		27	58	5	7	10	10	9	7		180
平成 18 年度	鯖江市	10	6		9	20	1	4	2	4	5	4	65
	越前市	13	8		13	35	3	1	7	2	4	3	89
	池田町												
	南越前町	2			1	1	1	1		1			7
	越前町	6	2		4	2		1	1	3			19

慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました

## c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 18 年度の給付件数（実人数）は 29 件でした。（表 14）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応したり、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 1 4 出生体重別養育医療給付状況

平成 18 年度

年度別	区分						計
	~ 1,000	1,001 ~ 1,500	1,501 ~ 2,000	2,001 ~ 2,500	2,501 ~		
平成 14 年度	7	8	26	5	5	51	
平成 15 年度	1	10	20	6	1	38	
平成 16 年度	4	8	12	9	5	38	
平成 17 年度	4	7	15	5	4	35	
平成 18 年度	5	4	10	8	2	29	
平成 18 年度	鯖江市	1	1	2	5	1	10
	越前市	3	2	5	3	1	14
	池田町						
	南越前町	1					1
	越前町		1	3			4

#### d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要とするが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 14～18 年度の療育申請はありませんでした。(表 11)

#### (ウ) 低身長等内分泌相談会

当センターでは、低身長等を主とする内分泌疾患等に関するより専門的な相談を実施してきました。

表 15 低身長等内分泌相談会

平成 18 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	2	低身長および代謝異常児 およびその疑いのある児 を対象とした個別相談	小児科医師(2回) 保健師	実 22 名

#### (エ) 母子保健相談実施状況

平成 18 年度は、低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談を実施しました。(表 16、17)

表 16 母子保健相談状況

平成 18 年度

訪 問										電 話 相 談 (延人員)	面 接 (延人員)
産 婦		低出生体重児		乳 児		幼 児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
111	164	110	175	14	22	14	22	249	383	232	131

表 17 長期療養児・障害児相談状況

平成 18 年度

実人員	相 談									訪 問		電 話 相 談 (延人員)
	申請等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 栄 養	歯 科	そ の 他	計	実人員	延人員	
307	353	75	3	11	11			16	469	18	35	125

#### (オ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。

表 18 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 18 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク(参加者が少ないと個人面接方式)	臨床心理士(20回) 精神科医師(6回) 保育士(2回) 保健師	親 実7名 延16名 子 実6名 延14名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	7	子グループ (自由あそび)	家庭相談員 (センター・鯖江市) 母子自立支援員	親 実13名 延25名 子 実13名 延22名
合 計	19			親 実20名 延41名 子 実19名 延36名

**(カ) 特定不妊治療費助成事業**

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成 16 年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成 18 年度からは、1 年度あたりの助成回数が 2 回に拡大されたことから、申請数が 2 倍以上になりました。

表 19 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠の有無
		体外授精	顕微授精	
平成 16 年度	29	6	23	3
平成 17 年度	35	18	17	4
平成 18 年度	78	32	46	9